

野田市告示第144号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次の者に学校給食費の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年 4月27日

野田市長 鈴木 有

1 収入事務受託者

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所

2 収入金の種類

学校給食費

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで